平成２４年（フ）第４２号
高知県高岡郡四万十町奥呉地25番地
債務者　西尾　美保
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２８７号
福岡県久留米市通町112番地10　ダイアパレス通町405号
債務者　梅木　弘明
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７９号
福岡県大川市大字小保52番地１
債務者　古賀　純子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県田川市大字位登664番地、前住所福岡市東区下原１丁目25番26号
債務者　吉田　栄作
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３３２号
宮崎市大字島之内9509番地２　リベーラガーデンⅠ―401号
債務者　木崎　善博
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５６号
宮崎県都城市山田町中霧島3302番地の１
債務者　宮田　貴光　（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５９号
宮崎県延岡市中島町３丁目321番地１　舞谷アパート１Ｆ
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７５号
宮崎県延岡市大瀬町２丁目１番地３
債務者　柳田真由美（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４２０号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目33番２号
債務者　今村　浩二
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目８番２―11号
債務者　榮枝　弘房
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市中山町2360番地
債務者　伊東　昭春
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目46番地10コーポ武岡201号
債務者　池上　友紀
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長野県上伊那郡南箕輪村287番地
債務者　武井八重子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６７号
長野県伊那市上新田2018番地１　なかみちハイツ105号
債務者　豊田　真司
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３３６号
兵庫県伊丹市野間８丁目９番26号
債務者　岡田さやか
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２１０号
徳島市南二軒屋町１丁目２番64　第一みずほビルディング302
債務者　西木　尚斗
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
徳島県小松島市南小松島町４番３号
債務者　播磨　弘範
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部